

第 42 号議案

滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則等の一部改正について

滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 12 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 1 条 滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則(昭和 40 年滋賀県教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「または栄養士」を「、栄養士または会計年度任用職員」に改め、同条に次のように加える。

8 会計年度任用職員は、上司の命を受け、校長が指定する事務に従事する。

第 4 条中「必要ある」を「必要がある」に改め、同条の表に次のように加える。

会計年度任用 職員	校長が指定する労務
--------------	-----------

(滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 2 条 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和 34 年滋賀県教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「または司書」を「、司書または会計年度任用職員」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 会計年度任用職員は、上司の命を受け、課長または当該機関の長が指定する事務に従事する。

第 6 条の表に次のように加える。

会計年度任用職 員	課長または当該機関の長が指定する労務
--------------	--------------------

(滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部改正)

第 3 条 滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則(平成 28 年滋賀県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「司書」の右に「および会計年度任用職員」を加え、「および技

師」を「、技師および会計年度任用職員」に改め、同条第3項の表職の欄中「技師」の右に「および会計年度任用職員」を加える。

第3条第1項の表中「および栄養士」を「、栄養士および会計年度任用職員」に、

「

主事
----

を

」

「

主事および会計年度任用職員
---------------

に改め、同条第2

」

項の表職の欄中「講師」、「実習助手」および「寄宿舎指導員」の右に「および会計年度任用職員」を加え、同条第3項の表中「および業務員」を「、業務員および会計年度任用職員」に改める。

第4条第1項中「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員」を「滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける同条例第1条の2第1項に規定する職員および同条第2項に規定する会計年度任用職員」に改め、「。以下この条において同じ。）（教育職員を除く」を削り、同項の表中「栄養士」および「事務主事」の右に「および会計年度任用職員」を加え、同条第2項中「教育職員」を「滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の適用を受ける同条例第2条第1項に規定する職員および同条第2項に規定する会計年度任用職員」に改め、同項の表職の欄中「講師」の右に「および会計年度任用職員」を加える。

（へき地学校等の指定に関する規則の一部改正）

**第4条** へき地学校等の指定に関する規則（平成元年滋賀県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例」を「滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例」に改め、「第13条の2の2」の右に「（これらの規定を条例第36条において準用する場合を含む。）」を加える。

第2条中「第13条の2第1項」の右に「（条例第36条において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を加える。

第4条中「第13条の2の2第1項」の右に「（条例第36条において準用する場合を含む。）」を加える。

（滋賀県学校職員の退職手当の調整額に係る職員の区分を定める規則の一部改正）

**第5条** 滋賀県学校職員の退職手当の調整額に係る職員の区分を定める規則（平成18年滋賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「滋賀県職員等の給与に関する条例」を「滋賀県職員等の給与等に関する条例」に改める。

別表第2項の表第2号区分の項中「昭和32年滋賀県条例第28号」を「令和2年4月1日以後にあっては、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例」に改める。

#### 付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則等の一部改正について

### 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、来年度から導入される会計年度任用職員に関して必要な規定を整備するため、滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則ほか4規則の一部を改正する。

### 改正の概要

#### 1 滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則（第1条関係）

県立学校において、「会計年度任用職員」という職およびその従事する職務を新たに規定する。

#### 2 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則

（第2条関係）

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関において、「会計年度任用職員」という職およびその従事する職務を新たに規定する。

#### 3 滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則（第3条関係）

滋賀県教育委員会において、「会計年度任用職員」を、現行の標準的な職として「主事・技師または講師・実習助手・寄宿舍指導員」に相当する職の欄に新たに追加する。

#### 4 へき地学校等の指定に関する規則（第4条関係）

フルタイム会計年度任用職員に対して、へき地手当等が支給できるよう規定する。

#### 5 滋賀県学校職員の退職手当の調整額に係る職員の区分を定める規則（第5条関係）

根拠条例名が変更されたことに伴い、規定の整備を行う。

#### 6 施行日

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条 前条に規定する職のほか、学校に次の職を置く。</p> <p>(1) 主任主事</p> <p>(2) 主任技師</p> <p>(3) 主事</p> <p>(4) 技師</p> <p>2 必要があるときは、学校に<u>司書または栄養士</u>を置く。</p> <p>3 主任主事、主事または司書は、事務職員をもつて充てる。</p> <p>4 主任技師、技師または栄養士は、技術職員をもつて充てる。</p> <p>5 主任主事、主任技師、主事または技師は、上司の命を受け学校の事務または技術をつかさどる。</p> <p>6 司書は、上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。</p> <p>7 栄養士は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する業務に従事する。</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 <u>必要ある</u>ときは、学校に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条 前条に規定する職のほか、学校に次の職を置く。</p> <p>(1) 主任主事</p> <p>(2) 主任技師</p> <p>(3) 主事</p> <p>(4) 技師</p> <p>2 必要があるときは、学校に<u>司書、栄養士または会計年度任用職員</u>を置く。</p> <p>3 主任主事、主事または司書は、事務職員をもつて充てる。</p> <p>4 主任技師、技師または栄養士は、技術職員をもつて充てる。</p> <p>5 主任主事、主任技師、主事または技師は、上司の命を受け学校の事務または技術をつかさどる。</p> <p>6 司書は、上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。</p> <p>7 栄養士は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する業務に従事する。</p> <p>8 <u>会計年度任用職員は、上司の命を受け、校長が指定する事務に従事する。</u></p> <p>第4条 <u>必要がある</u>ときは、学校に次の表の左欄に掲げる職を置き、そ</p>

にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
技師	自動車運転技術員、調理師、技術員および業務員のうち相当高度の技能と長期の経験に基づき行う業務
自動車運転技術員	道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく自動車の運転免許を所有して行う自動車の運転
調理師	調理師法（昭和33年法律第147号）に基づく調理業務および炊事労務
技術員	農場の管理および比較的軽易な機械操作等の労務
業務員	文書、物品の送達および学校給食の炊事等の軽易な労務
(新設)	

の職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
技師	自動車運転技術員、調理師、技術員および業務員のうち相当高度の技能と長期の経験に基づき行う業務
自動車運転技術員	道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく自動車の運転免許を所有して行う自動車の運転
調理師	調理師法（昭和33年法律第147号）に基づく調理業務および炊事労務
技術員	農場の管理および比較的軽易な機械操作等の労務
業務員	文書、物品の送達および学校給食の炊事等の軽易な労務
会計年度任用職員	校長が指定する労務

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>第4条 前2条に規定する職のほか、事務局および学校以外の教育機関に次の職を置く。</p> <p>(1) 主任主事、主事、社会教育主事、教育企画主事、人事主事、研修指導主事、フローティングスクール指導主事<u>または司書</u></p> <p>(2) 主任技師、技師または主任保健師</p> <p>2 主任主事、主事、社会教育主事、教育企画主事、人事主事、研修指導主事、フローティングスクール指導主事、司書、主任技師または技師は、上司の命を受け事務または技術をつかさどる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 主任保健師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく困難な保健指導業務に従事する。</p> <p>第5条 第2条第1項、同条第2項、第3条第1項、同条第2項および第4条第1項に規定する職は、事務職員または技術職員をもつて充てる。</p> <p>第6条 必要があるときは、事務局および学校以外の教育機関に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>第4条 前2条に規定する職のほか、事務局および学校以外の教育機関に次の職を置く。</p> <p>(1) 主任主事、主事、社会教育主事、教育企画主事、人事主事、研修指導主事、フローティングスクール指導主事、<u>司書または会計年度任用職員</u></p> <p>(2) 主任技師、技師または主任保健師</p> <p>2 主任主事、主事、社会教育主事、教育企画主事、人事主事、研修指導主事、フローティングスクール指導主事、司書、主任技師または技師は、上司の命を受け事務または技術をつかさどる。</p> <p><u>3 会計年度任用職員は、上司の命を受け、課長または当該機関の長が指定する事務に従事する。</u></p> <p><u>4</u> 主任保健師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく困難な保健指導業務に従事する。</p> <p>第5条 第2条第1項、同条第2項、第3条第1項、同条第2項および第4条第1項に規定する職は、事務職員または技術職員をもつて充てる。</p> <p>第6条 必要があるときは、事務局および学校以外の教育機関に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を</p>

受けて同表の右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
技師	自動車運転技術員および業務員のうち相当高度の技能と長期の経験に基づき行う業務
自動車運転技術員	道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく自動車の運転免許を所有して行う自動車の運転
業務員	文書および物品の整理、送達その他軽易な業務
<u>(新設)</u>	

以下 省略

受けて同表の右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
技師	自動車運転技術員および業務員のうち相当高度の技能と長期の経験に基づき行う業務
自動車運転技術員	道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく自動車の運転免許を所有して行う自動車の運転
業務員	文書および物品の整理、送達その他軽易な業務
<u>会計年度任用職員</u>	<u>課長または当該機関の長が指定する労務</u>

以下 省略



滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則新旧対照表（第3条関係）

旧	新																																				
<p>第1条 省略 （教育委員会事務局の標準的な職）</p> <p>第2条 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員（教育職員および技能労務職員を除く。）の標準的な職は、次の表のとおりとする。</p>	<p>第1条 省略 （教育委員会事務局の標準的な職）</p> <p>第2条 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員（教育職員および技能労務職員を除く。）の標準的な職は、次の表のとおりとする。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 662 907 710">職</th> <th data-bbox="909 662 1106 710">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 711 907 802">教育委員会事務局の教育次長および管理監、総合教育センターの所長ならびに図書館の館長</td> <td data-bbox="909 711 1106 802">次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 804 907 895">教育委員会事務局の課長および主席参事ならびに図書館の副館長</td> <td data-bbox="909 804 1106 895">課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 896 907 987">参事、教育委員会事務局の健康福利室長およびびわこフローティングスクールの所長</td> <td data-bbox="909 896 1106 987">参事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 989 907 1080">総括補佐、課長補佐、室長補佐および副参事ならびに図書館の課長</td> <td data-bbox="909 989 1106 1080">課長補佐</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1082 907 1134">主幹および図書館の専門員</td> <td data-bbox="909 1082 1106 1134">主幹</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1136 907 1189">副主幹および係長ならびに図書館の主任主査</td> <td data-bbox="909 1136 1106 1189">係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1190 907 1243">主査</td> <td data-bbox="909 1190 1106 1243">主査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1244 907 1327">主任主事、主任技師および主任保健師</td> <td data-bbox="909 1244 1106 1327">主任主事 主任技師</td> </tr> </tbody> </table>	職	標準的な職	教育委員会事務局の教育次長および管理監、総合教育センターの所長ならびに図書館の館長	次長	教育委員会事務局の課長および主席参事ならびに図書館の副館長	課長	参事、教育委員会事務局の健康福利室長およびびわこフローティングスクールの所長	参事	総括補佐、課長補佐、室長補佐および副参事ならびに図書館の課長	課長補佐	主幹および図書館の専門員	主幹	副主幹および係長ならびに図書館の主任主査	係長	主査	主査	主任主事、主任技師および主任保健師	主任主事 主任技師	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 662 1803 710">職</th> <th data-bbox="1805 662 2002 710">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 711 1803 802">教育委員会事務局の教育次長および管理監、総合教育センターの所長ならびに図書館の館長</td> <td data-bbox="1805 711 2002 802">次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 804 1803 895">教育委員会事務局の課長および主席参事ならびに図書館の副館長</td> <td data-bbox="1805 804 2002 895">課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 896 1803 987">参事、教育委員会事務局の健康福利室長およびびわこフローティングスクールの所長</td> <td data-bbox="1805 896 2002 987">参事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 989 1803 1080">総括補佐、課長補佐、室長補佐および副参事ならびに図書館の課長</td> <td data-bbox="1805 989 2002 1080">課長補佐</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1082 1803 1134">主幹および図書館の専門員</td> <td data-bbox="1805 1082 2002 1134">主幹</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1136 1803 1189">副主幹および係長ならびに図書館の主任主査</td> <td data-bbox="1805 1136 2002 1189">係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1190 1803 1243">主査</td> <td data-bbox="1805 1190 2002 1243">主査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1244 1803 1327">主任主事、主任技師および主任保健師</td> <td data-bbox="1805 1244 2002 1327">主任主事 主任技師</td> </tr> </tbody> </table>	職	標準的な職	教育委員会事務局の教育次長および管理監、総合教育センターの所長ならびに図書館の館長	次長	教育委員会事務局の課長および主席参事ならびに図書館の副館長	課長	参事、教育委員会事務局の健康福利室長およびびわこフローティングスクールの所長	参事	総括補佐、課長補佐、室長補佐および副参事ならびに図書館の課長	課長補佐	主幹および図書館の専門員	主幹	副主幹および係長ならびに図書館の主任主査	係長	主査	主査	主任主事、主任技師および主任保健師	主任主事 主任技師
職	標準的な職																																				
教育委員会事務局の教育次長および管理監、総合教育センターの所長ならびに図書館の館長	次長																																				
教育委員会事務局の課長および主席参事ならびに図書館の副館長	課長																																				
参事、教育委員会事務局の健康福利室長およびびわこフローティングスクールの所長	参事																																				
総括補佐、課長補佐、室長補佐および副参事ならびに図書館の課長	課長補佐																																				
主幹および図書館の専門員	主幹																																				
副主幹および係長ならびに図書館の主任主査	係長																																				
主査	主査																																				
主任主事、主任技師および主任保健師	主任主事 主任技師																																				
職	標準的な職																																				
教育委員会事務局の教育次長および管理監、総合教育センターの所長ならびに図書館の館長	次長																																				
教育委員会事務局の課長および主席参事ならびに図書館の副館長	課長																																				
参事、教育委員会事務局の健康福利室長およびびわこフローティングスクールの所長	参事																																				
総括補佐、課長補佐、室長補佐および副参事ならびに図書館の課長	課長補佐																																				
主幹および図書館の専門員	主幹																																				
副主幹および係長ならびに図書館の主任主査	係長																																				
主査	主査																																				
主任主事、主任技師および主任保健師	主任主事 主任技師																																				

司書	主任主事 主任技師 主事 技師
主事および技師	主事 技師

2 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の教育職員の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
参事および主幹、教育委員会事務局の心の教育相談センター次長ならびに総合教育センターの次長	校長
副主幹、係長および主査ならびに教育委員会事務局の人事主事および指導主任	教頭
教育委員会事務局の指導主事、社会教育主事、教育企画主事および主任主事、総合教育センターの研修指導主事ならびにびわ湖フローティングスクールのフローティング指導主事	教諭

3 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の技能労務職員の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
技師	技師

(県立学校の標準的な職)

司書および会計年度任用職員	主任主事 主任技師 主事 技師
主事、技師および会計年度任用職員	主事 技師

2 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の教育職員の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
参事および主幹、教育委員会事務局の心の教育相談センター次長ならびに総合教育センターの次長	校長
副主幹、係長および主査ならびに教育委員会事務局の人事主事および指導主任	教頭
教育委員会事務局の指導主事、社会教育主事、教育企画主事および主任主事、総合教育センターの研修指導主事ならびにびわ湖フローティングスクールのフローティング指導主事	教諭

3 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の技能労務職員の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
技師および会計年度任用職員	技師

(県立学校の標準的な職)

第3条 県立学校の職員（教育職員および技能労務職員を除く。）の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
事務長	課長補佐
主幹	主幹
副主幹、事務長代理、主任主査および栄養主任	係長
主査	主査
主任主事	主任主事
司書および栄養士	主任主事 主任技師 主事 技師
主事	主事

2 県立学校の教育職員の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
校長	校長
副校長および教頭	副校長 教頭
主幹教諭	主幹教諭
教諭、養護教諭および栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭

第3条 県立学校の職員（教育職員および技能労務職員を除く。）の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
事務長	課長補佐
主幹	主幹
副主幹、事務長代理、主任主査および栄養主任	係長
主査	主査
主任主事	主任主事
司書、栄養士および会計年度任用職員	主任主事 主任技師 主事 技師
主事および会計年度任用職員	主事

2 県立学校の教育職員の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
校長	校長
副校長および教頭	副校長 教頭
主幹教諭	主幹教諭
教諭、養護教諭および栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭

講師	講師
実習助手	実習助手
寄宿舎指導員	寄宿舎指導員

3 県立学校の技能労務職員の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
技師、調理師、技術員および業務員	技師

(市町立学校の標準的な職)

第4条 市町立学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に限る。以下この条において同じ。）（教育職員を除く。）の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
主任事務主査および主任栄養主査	係長
事務主査および栄養主査	主査
主任事務主事	主任主事
栄養士	主任主事 主任技師 主事 技師
事務主事	主事

2 市町立学校の職員（教育職員に限る。）の標準的な職は、次の表のとおりとする。

講師および会計年度任用職員	講師
実習助手および会計年度任用職員	実習助手
寄宿舎指導員および会計年度任用職員	寄宿舎指導員

3 県立学校の技能労務職員の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
技師、調理師、技術員、業務員および会計年度任用職員	技師

(市町立学校の標準的な職)

第4条 市町立学校の職員（滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける同条例第1条の2第1項に規定する職員および同条第2項に規定する会計年度任用職員に限る。）の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
主任事務主査および主任栄養主査	係長
事務主査および栄養主査	主査
主任事務主事	主任主事
栄養士および会計年度任用職員	主任主事 主任技師 主事 技師
事務主事および会計年度任用職員	主事

2 市町立学校の職員（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の適用を受ける同条例第2条第1項に規定

する職員および同条第2項に規定する会計年度任用職員に限る。)の標準的な職は、次の表のとおりとする。

職	標準的な職
校長	校長
副校長および教頭	副校長 教頭
主幹教諭	主幹教諭
教諭、養護教諭および栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭
講師	講師

以下 省略

職	標準的な職
校長	校長
副校長および教頭	副校長 教頭
主幹教諭	主幹教諭
教諭、養護教諭および栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭
講師および会計年度任用職員	講師

以下 省略

へき地学校等の指定に関する規則新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>滋賀県公立学校職員の給与</u>に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「条例」という。）第13条の2および第13条の2の2 _____ の規定に基づき、へき地学校、へき地学校に準ずる学校および特別の地域に所在する学校を指定するものとする。</p> <p>(へき地学校の指定)</p> <p>第2条 条例第13条の2第1項 _____ に規定する教育委員会規則で指定するへき地学校は、別表第1に掲げる学校とする。</p> <p>(へき地学校に準ずる学校の指定)</p> <p>第3条 条例第13条の2第1項に規定する教育委員会規則で指定するへき地学校に準ずる学校は、別表第2に掲げる学校とする。</p> <p>(特別の地域に所在する学校の指定)</p> <p>第4条 条例第13条の2の2第1項 _____ に規定する特別の地域に所在する学校で教育委員会規則で指定する学校は、別表第3に掲げる学校とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>滋賀県公立学校職員の給与等</u>に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「条例」という。）第13条の2および第13条の2の2 <u>(これらの規定を条例第36条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づき、へき地学校、へき地学校に準ずる学校および特別の地域に所在する学校を指定するものとする。</p> <p>(へき地学校の指定)</p> <p>第2条 条例第13条の2第1項 <u>(条例第36条において準用する場合を含む。次条において同じ。)</u> に規定する教育委員会規則で指定するへき地学校は、別表第1に掲げる学校とする。</p> <p>(へき地学校に準ずる学校の指定)</p> <p>第3条 条例第13条の2第1項に規定する教育委員会規則で指定するへき地学校に準ずる学校は、別表第2に掲げる学校とする。</p> <p>(特別の地域に所在する学校の指定)</p> <p>第4条 条例第13条の2の2第1項 <u>(条例第36条において準用する場合を含む。)</u> に規定する特別の地域に所在する学校で教育委員会規則で指定する学校は、別表第3に掲げる学校とする。</p> <p>以下省略</p>

滋賀県学校職員の退職手当の調整額に係る職員の区分を定める規則新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条 この規則は、滋賀県学校職員退職手当支給条例（昭和28年滋賀県条例第25号）第2条ただし書の規定により読み替えて適用される滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）第6条の4第3項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる職員の区分について定めるものとする。</p> <p>第2条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の1または2の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p> <p>2 退職した者が、その者の基礎在職期間のうち<u>滋賀県職員等の給与に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第27号）第3条の規定による行政職給料表および医療職給料表(2)の適用を受けていた期間については、前項の規定にかかわらず、滋賀県職員退職手当条例施行規則（昭和59年滋賀県規則第85号）第2条の5の規定による職員の区分に属していたものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、滋賀県学校職員退職手当支給条例（昭和28年滋賀県条例第25号）第2条ただし書の規定により読み替えて適用される滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）第6条の4第3項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる職員の区分について定めるものとする。</p> <p>第2条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の1または2の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p> <p>2 退職した者が、その者の基礎在職期間のうち<u>滋賀県職員等の給与等に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第27号）第3条の規定による行政職給料表および医療職給料表(2)の適用を受けていた期間については、前項の規定にかかわらず、滋賀県職員退職手当条例施行規則（昭和59年滋賀県規則第85号）第2条の5の規定による職員の区分に属していたものとする。</p>

付則 省略

別表（第2条関係）

- 1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。）の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち教育委員会の定めるもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の小学校および中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち教育委員会の定めるもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして教育委員会の定めるもの
-------	---

省略

- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号 _____。以下「平成18年4月以
-------	--

付則 省略

別表（第2条関係）

- 1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。）の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち教育委員会の定めるもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の小学校および中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち教育委員会の定めるもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして教育委員会の定めるもの
-------	---

省略

- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（令和2年4月1日以後にあつては、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例。以下「平成18年4月
-------	---



<p>後の給与条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち教育委員会の定めるもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の小学校および中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち教育委員会の定めるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして教育委員会の定めるもの</p>	<p>以後の給与条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち教育委員会の定めるもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の小学校および中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち教育委員会の定めるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして教育委員会の定めるもの</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>